

第46回児童福祉審議会子ども育成分科会

日 時：令和元年12月12日（木）9：30～11：25

場 所：はぐくみかん 5階 会議室4

出席委員（50音順、敬称略）：岩波啓之、児山秀一、新保幸男、檜山直春、宮田丈乃

欠席委員（50音順、敬称略）：久保山茂樹、小谷亜弓、

事務局：（幼保児童施設課）葛貫課長、小澤係長、杉浦、横山

（こども育成総務課）平澤部長、島田課長、新倉係長

（保育課）佐藤課長、上野係長

傍 聴 者：1人

1 開 会 （事務局）

- ・委員7名中過半数の出席により会の成立の報告
- ・配付資料の確認

2 議 事 （会長による議事進行）

- （1）放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか3条例の見直しに関するパブリック・コメント手続き実施の結果報告及び答申について

○事務局（こども育成総務課・幼保児童施設課）【資料2－1～資料2－2】【資料3】により説明

- ・A 委 員：17頁の（2）に②のウとエどちらも経過措置の5年延長とあるが、説明にはウは施行日から10年間、エは5年延長と記載があるが同じ期間のことを説明しているのか。

事 務 局：同じ期間である。

- ・会 長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）の進行による答申

- ・事 務 局：只今議決いただいた答申について、児童福祉審議会条例第7条第3項の規定により当分科会の決議をもって審議会の決議とする。

会 長：3条例に対する答申書が平澤部長に手渡された。

- （2）児童福祉施設（幼保連携型認定こども園）及び家庭的保育事業所の定員変更について

○事務局（幼保児童施設課）【資料4－1（認定こども園聖佳幼稚園）】により説明

〔訂正事項〕

5「計画の概要」で「2号認定子どもの定員を増やして」とあるが、「2号認定子ども及び3号認定子どもの定員を増やして」に訂正依頼。

- ・B 委 員：定員の設定は施設の設備により決まるものではないのか。現状に合わせて定員が変動することに違和感がある。

事務局：利用定員によって給付額が変わってくるため、設備基準等を満たした範囲の中で現状にあわせた定員にする場合がある。

- ・会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料４－２（ペンギン保育室）、席上配付資料４】により説明

〔訂正事項〕

「資料４－２」の11「連携施設」で【令和２年度】を【令和元年度】に、【令和３年度】を【令和２年度】に訂正依頼。

- ・会長：とても手厚く職員配置がされているが運営は大丈夫なのか。

事務局：給付費で十分賄えると考える。

- ・Ａ委員：定員が増えることにより津久井保育園は連携施設としての対応が難しくなることで民間施設に移行するが、席上配付資料４をみると森崎保育園とハイランド保育園の連携施設は３施設だが適当な数なのか。

事務局：８月の台風で建物被害に遭い受け入れすることができなくなった鴨居保育園が連携していた２施設を、給食提供が車でできる近場の森崎保育園とハイランド保育園に振り分けた。鴨居保育園を建て直す１年間のみの緊急的な対応となっている。

- ・Ｃ委員：令和２年度から連携施設が和順保育園に移行されるが、④「代替保育の提供」はなぜ移行されないのか。

事務局：本保育室は久里浜にあり津久井保育園と離れているため、①「卒園後の受入れ」の利用についてはほぼないが、今年度になり、④「代替保育の提供」の利用が少し増えてきたため、なるべく近い園で対応できるようにと考え、和順保育園にお願いした。しかしながら、和順保育園の保育室の床面積が基準上不足すること等から、④「代替保育の提供」をお願いすることはできなかった。

- ・Ｄ委員：連携施設について、これまで市は公立保育園とする方針で行ってきたが、利用者がより利用しやすいようにとの考えから、民間保育園も連携施設となれるよう市と保育会で調整してきた。和順保育園は、その第１例目と伺っている。

- ・会長：利用者側からみると④「代替保育の提供」とそれ以外の提供場所が異なると分かりにくいと思うが、別になったとしても市は好ましいと考えたのか。

事務局：連携施設を別にしたのは本件が初めてであり、利用しにくい部分はあると思うが、連携施設への進級等総合的に考えた結果である。

- ・会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

○事務局（幼保児童施設課）【資料４－３（なないろ保育室）、席上配付資料４】により説明

- ・Ｄ委員：職員について保育者と補助者を合わせて５人となるが児童５人を１対１の５人の職員で保育するのではなく、交代で勤務するとの解釈でよいのか。

事務局：そのとおりである。

- ・会長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

（３）令和２年度の特定教育・保育施設等の利用定員について

○事務局（幼保児童施設課）【〔修正版〕資料5】により説明

- ・A 委員：特定教育・保育施設における利用定員の設定は現状に合わせているとのことだが、原則として「横須賀子ども未来プラン」の具体的な施策に基づき設定をするものと考えている。

パブリックコメント手続案によると、令和2年度の1号認定の量の見込み及び確保方策とも5年間で1号認定は減っているが、2号認定は1号の教育利用を含めても含めなくても量の見込みが令和2年度からの5年間で、確保方策ともに増えてる。この数値に沿って定員を設定していくものと考え。親の就労状況にかかわらず通えるのが認定こども園の利点でもあるため、1号認定の定員を設定することは理解するが、その定員設定については、最低限の人数と考える。

今後は「横須賀子ども未来プラン」の施策に沿って1号認定の定員設定を勘案していただきたい。

事務局：1号認定が減り2号認定が増える傾向にあるが、本資料の作成にあたり定員数を確認したところ、令和2年度の定員数でみると、幼稚園から幼保または幼稚園型認定こども園へ移行し設定した2・3号認定の定員は451人で9.7%を設定したことになり、保育園から幼保連携型こども園へ移行して設定した1号認定の定員は83人で、私学助成の幼稚園の定員を合わせると1.5%になる。今後の想定からみても実際の数値が現れていると考える。

公定価格の設定においては、幼稚園から認定こども園に移行した園が2・3号認定の定員数を、保育園から認定こども園に移行した園が1号認定の定員数を多く設定した場合、基本単価が下がってしまうことから歯止めがかかるようになっている。制度や実態に合わせながら幼稚園と保育園等と意見交換していきたいと考えている。

- D 委員：地域性もあるが親の就労で第2子出産などの理由から2号認定では同じ園で保育が続けられなくなってしまう等、利用者のことを考え1号認定を設定しているのではないか。

認定こども園の特色と利用者の利便を考え、1号認定の設定に理解いただきたい。

- A 委員：現状を踏まえ、全体を考え意見交換をお願いしたい。

事務局：今後の経過の中で推移をみていく必要があると考える。長い期間をかけ相談させていただきたい。

- ・会長：定員や建物の規模、利用者の希望などの繋がりが明確になった。建物の規模が変わらない中で、利用者の要望に対応していくために、市がこの定員変更に努力されていることもわかった。

- ・B 委員：幼稚園は認可定員と利用定員の人数が違うのはなぜか。

事務局：幼稚園の認可定員を定めているのは認可権がある神奈川県になるため、本市では変更できない。一方、子ども子育て新制度に移行した幼稚園等の給付については、利用定員が基準になる。利用定員については、本市に権限があるため認可定員の範囲内で変更している。県は、利用定員変更のたびに認可定員の変更はしない

め、認可定員と利用定員の人数に差が生じる。保育所や幼保連携型認定こども園は、本市に認可、確認の権限があるため、認可定員、利用定員を変更する場合は一致させている。

- ・会 長：他に意見はないため、事務局案のとおりとする。

3 報告事項

(1) 横須賀市公立保育園再編実施計画（素案）の概要について

○事務局（保育課）【席上配付資料1】により説明

〔補足説明〕

鴨居保育園は9月8日、9日の台風で建物が損壊したため、隣接している鴨居小学校で保育を行っており、令和2年度中に隣接する鴨居小学校の敷地に新たに建てる予定である。

- ・会 長：特に意見なし。

(2) (仮称) 中央こども園の各階配置（案）について

○事務局（保育課）【席上配付資料3】により説明

- ・D 委 員：定員は決まっているのか。
事 務 局：確定ではなく詳細も決まっていないが、現時点では135人程度としている。
- ・会 長：他に意見なし。

4 そ の 他

- ・特になし。

5 閉 会 （事務局）

- ・次回第47回は、令和2年3月に開催を予定。
主な議題「幼稚園の幼保連携型認定こども園移行に係る整備補助について」等

以 上